

環自国発第 2204017 号
令和 4 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿

環境省自然環境局長
(公 印 省 略)

「国定公園の指定及び公園計画の決定等について」の全部改正について

今般、「国定公園の指定及び公園計画の決定等について」(平成 25 年 5 月 17 日付け環自国発第 1305175 号 環境省自然環境局長通知)の全部を別添のとおり改正し、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとしたので、参考までに送付する。

また、「自然公園法第 67 条第 2 項に規定する関係行政機関の長について」(平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401002 号)は廃止する。

なお、「令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和 3 年 12 月 21 日閣議決定)に基づき、環境大臣が国定公園の指定(5 条 2 項)若しくは区域の拡張(6 条 2 項)又は公園計画の決定(7 条 2 項)若しくは変更(8 条 2 項)をしようとする場合における関係行政機関の長への協議(67 条 1 項)については、都道府県を経由せず実施することとしたので申し添える。